

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十七日

山谷えり子

参議院議長 西岡武夫殿

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書

浜岡原子力発電所全面停止を受けて、原子力発電所が立地する、あるいは立地予定の十四道県の知事が原子力発電所の安全基準を示すよう政府に要望している。そこで以下のとおり質問する。

一 政府は原子力発電所の安全基準をいつ示すのか。どこでどういうプロセスで議論するのか。

二 今後、定期点検に次々と入っていく原子力発電所に対し、政府が安全基準を示さない場合、地元の理解が得られなくなると運転再開が困難になることも考えられる。最悪のケースをシミュレーションした場合、来春にはすべての原子力発電所が止まるという報道もある。政府はこうしたケースはあり得ないと考えるのか。あり得ないと考えるならその根拠を示されたい。

三 政府は浜岡原子力発電所の全面停止による農業、漁業、工場など経済へのダメージをどう考慮したか。判断の根拠とした数値等を明らかにされたい。

四 政府は浜岡原子力発電所の全面停止にあたり、電力の需給の問題をどう考慮したか。判断の根拠とした数値等を明らかにされたい。

五 原子力発電所が立地する、あるいは立地予定の十四道県の知事でつくる原子力発電関係団体協議会が、

五月十六日に「原子力発電所の安全基準を示せ」と決議した。この決議をどう受けとめ、どのような内容でいつまでに応えていくのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。